

○本庄市都市計画審議会条例

平成18年1月10日

条例第166号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、本庄市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、都市計画法によりその権限に属させられた事項及び市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 識見を有する者 5人以内

(2) 市議会の議員 5人以内

2 市長は、前項に規定する者のほか、次に掲げる者のうちから審議会を組織する委員を委嘱することができる。

(1) 関係行政機関又は埼玉県の職員 2人以内

(2) 市内に住所を有する者 3人以内

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門に関する調査が終了したときは、解嘱されたものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第7条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、必要に応じ常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長及び会長の指名する委員若干人をもって組織する。

3 常務委員会の議事は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。